

# 高等学校等学び直し支援金事務処理要領

高等学校等学び直し支援金は、高等学校等を中途退学したことがある者のうち、その後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して高等学校等学び直し支援金（就学支援金に相当する額。以下「学び直し支援金」という。）の支給を行うものである。

学び直し支援金の支給事務は、基本的に就学支援金の支給事務と同様となるため、事務の実施にあたっては、就学支援金の事務処理要領を適宜参照すること。

なお、本要領中で使用する各種様式の名称は、別添様式一覧表上の略称を用いていることに留意すること。

## 1 学び直し支援金について

### (1) 対象となる学校

就学支援金の対象校と同様。

### (2) 対象となる者

上記(1)の高等学校等に在学し、以下の①～⑦の全ての要件を満たす者。

① 日本国内に住所を有する者

② 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者

③ 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月））

※ ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。

④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者であった者（※）に限る。）

※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して、受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、学び直し支援金の支給を受けることができない。

⑤ 高等学校等を退学したことがある者

※ 転学に類する退学者を含む。ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、旧就学支援金制度（平成26年4月改正前）と新就学支援金制度（平成26年4月改正後）の適用関係における、転学に類する退学をした場合に「引き続き高等学校等に在学する者」とする取扱いと混同しないように注意。

- ⑥ 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して24月未満である者
- ⑦ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

(3) 支給期間

学び直し支援金の支給期間は、最大で24月とする。

※ 就学支援金制度においては、通常の実給期間が36月であるのに対して、定時制及び通信制は48月となっているが、本制度においては、対象となる学校全てについて24月とする。

(4) 支給額

学び直し支援金の支給額は就学支援金と同様であること。

なお、就学支援金制度においては、1単位あたりの授業料を設定している場合は、別途1単位あたりの支給限度額を設けているが、本制度においては、通算の実給上限単位数（74単位）及び年間の支給上限単位数（30単位）は設定しない。

<学び直し支援金の支給額>

課程		学び直し支援金の額	
全日制		(月額)	9,900 円
定時制	単位制 以外	(月額)	2,600 円
	1年で 履修する 単位制	(月額)	1単位あたり 130 円
	半年で 履修する 単位制	(月額)	1単位あたり 260 円
通信制		(年額)	1単位あたり 300 円

(5) 受給資格認定

学び直し支援金の支給にあたっては、就学支援金制度と同様に、学び直し支援金の支給を受けようとする生徒が、受給資格認定申請書（様式1）に保護者等（生徒の親権を行う者等）の市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、在籍校に提出し、その認定を受けることを要する。

(6) 収入状況の届出

受給権者に係る所得確認については、就学支援金制度と同様に、受給権者が、課税証明書等を添付した収入状況届出書（様式1）を、在籍校に提出することを要する。

(7) 休学

受給権者が休学する場合は、就学支援金制度と同様に、受給権者である生徒が、学び直し支援金の支給の停止を在籍校に申し出ることができる。

- (8) 学び直し支援金の支給方法  
学び直し支援金の支給方法については、就学支援金制度と同様とする。

## 2. 留意事項

- (1) 課税証明書等生徒及び保護者等のプライバシーに関わる情報の取扱いについては、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう十分に留意すること。  
なお、認定申請書及び収入状況届出書等の提出方法については、以下の方法によるなど、生徒及び保護者等のプライバシー保護の趣旨を十分に踏まえた上、各学校の実情に応じた情報管理を行うこと。
- ・提出は封をした封筒で行う。
  - ・受付を事務室など他の生徒の目に触れにくいところで行う。
  - ・提出を学校への郵送で受け付ける。
- (2) 教育委員会名の公印は、福岡県教育委員会公印管守規程（昭和31年福岡県教育委員会訓令第2号）第3条別表第2の2に規定する公印を使用すること。
- (3) 受給資格認定通知書等の郵送には、窓あき封筒を使用すること。